わっこ谷の山福農林舎 内部通報者保護規程

第１章 総則

（目的）

第１条 この規程は、特定非営利活動法人わっこ谷の山福農林舎（以下「本法人」という。）における法令違反行為等の早期発見及び是正を図るため、内部通報（いわゆる公益通報）の処理手続き及び通報者の保護に関する事項を定め、もって本法人のコンプライアンス経営の徹底と健全な運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 対象行為：本法人の業務に関し、法令、定款、諸規程、または社会通念上の倫理に違反する行為、あるいはその恐れのある行為。
2. 役職員等：本法人の理事、監事、正職員、契約職員、パート・アルバイト、派遣労働者、ボランティア、及び退職後１年以内の者をいう。
3. 内部通報：役職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的でなく、対象行為が生じ、又は生じようとしている旨を本法人に申し出ることをいう。

第２章 体制及び窓口

（内部通報窓口の設置）

第３条 本法人に、内部通報の受付及び相談に応じるための窓口（以下「内部通報窓口」という。）を設置する。

２. 内部通報窓口の担当者（以下「窓口担当者」という。）は、監事等とし代表が任命する。

（通報の方法）

第４条 内部通報は、書面（電子メール、ファクシミリを含む。）、電話、又は面談により行うものとする。

２. 通報は原則として実名で行うものとする。ただし、匿名による通報であっても、内容に信頼性がある場合は、本規程に準じて取り扱うことができる。

第３章 通報の処理手続き

（通報の受付と通知）

第５条 窓口担当者は、内部通報を受け付けたときは、通報者（匿名通報者を除く。以下同じ。）に対し、速やかに受付を完了した旨を通知しなければならない。

（調査の実施）

第６条 窓口担当者は、通報内容に相当の根拠があると認めるときは、代表に報告し、速やかに事実関係の調査を開始しなければならない。ただし、代表自身が関与している疑いがある場合は、監事等の担当者に直接報告し、指示を仰ぐものとする。

2. 調査に携わる者は、被通報者や関係者から公平にヒアリングを行い、客観的な証拠を収集しなければならない。
3. 役職員等は、正当な理由がない限り、この調査に協力しなければならない。

（結果の通知と是正措置）
第 7 条 本法人は、調査が完了したときは、その結果（違反事実の有無等）を速やかに通報者に通知する。
2. 調査の結果、対象行為（不正・違反）が明らかになった場合、本法人は速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。
3. 本法人は、是正措置等の内容について、通報者に通知するものとする。

第 4 章 通報者の保護及び秘密保持

（不利益取扱いの禁止）
第 8 条 本法人は、役職員等に対し、内部通報を行ったこと、又は調査に協力したことを理由として、解雇、契約解除、降格、減給、その他いかなる不利益な取扱いもしてはならない。
2. 通報者に対して不利益な取扱いを行った役職員は、就業規則等に基づき懲戒処分の対象とする。

（秘密保持の徹底）
第 9 条 内部通報の処理（受付、調査、報告等）に関与した者は、通報者を特定できる情報（氏名、所属等）及び通報内容について、業務上必要な範囲を超えて他に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

（通報者の探索禁止）
第 10 条 役職員等は、内部通報者が誰であるかを特定しようとする行為（犯人捜し）を行ってはならない。

第 5 章 雑則

（悪意の通報の禁止）
第 11 条 他人を誹謗中傷する目的、個人の利益を得る目的など、虚偽・悪意に基づく通報を行った者については、本規程の保護対象外とし、就業規則等に基づき処分することがある。

（改廃）
第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。
附則
この規程は、2026 年 7 月 1 日から施行する。